

産業廃棄物処分業許可証

住 所 徳島県徳島市飯谷町大ノ上83番地の1

氏 名 勝浦碎石有限会社
代表取締役 平岡 寿文廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する。
第14条の2第1項

徳島県知事 後藤田 正純



許可の年月日 令和7年1月6日

許可の有効年月日 令和11年9月12日

1. 事業の範囲

(1) 事業の区分

中間処理(破碎)

(2) 取り扱う産業廃棄物の種類

破 碎: ガラスくず・コンクリートくず(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。)及び陶磁器くず、がれき類

(以上2種類、特別管理産業廃棄物、自動車等破碎物、石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物であるものを除く。)

2. 事業の用に供する全ての施設

種 類: 破碎施設(C-120)

設 置 場 所: 徳島県徳島市飯谷町大ノ上81番1

設 置 年 月 日: 平成17年10月12日

処 理 能 力: 1,000t/日(5時間、200t/h)

許 可 番 号: 211

3. 許可の条件

(1) 夜間は、2に掲げる施設を稼働しないこと。

4. 許可の更新又は変更の状況

平成6年9月13日	新規許可	平成24年6月11日	変更届出(代表者の変)
平成11年9月13日	更新許可	平成26年9月30日	更新許可
平成13年1月19日	変更許可	令和元年10月18日	更新許可
平成16年9月13日	更新許可	令和7年1月6日	更新許可
平成21年9月25日	更新許可		

5. 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無

有・☒無